

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 桐生市

区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
融資	桐生市勤労者住宅資金	1. 住宅の新築、増改築等の資金 2. 建売住宅、中古住宅の購入資金 3. 上記に直接必要な土地購入資金	同一事業所に一年以上継続して勤務し、市内に自己の居住する住宅を建築、又は既設住宅及び宅地購入しようとする、市税等滞納のない勤労者。	1世帯あたり 1,000万円 (所要経費の 80%以内)	年利2.5%以 内	20年以内	年間随時	貸付予定額 に達するまで	商工振興課	0277-32- 4104(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/kinryu/1006404/1002541.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/sangyou/kinryu/1006404/1002541.html</a>	返済方法:元利均等月賦償還又は月賦、半年賦併用償還 申込窓口:市内及び旧大間々町等の各金融機関(横浜銀行、農業協同組合、ゆうちょ銀行を除く)
助成	桐生市高齢者住宅改造補修費補助事業	60歳以上の高齢者のみが居住する家屋のバリアフリー工事費用	60歳以上の高齢者のみの世帯で、住民税が非課税の世帯であること。	20万円/戸	当該工事費用(上限24万円)の5/6	—	工事着工前	予算の範囲内	長寿介護課	0277-44- 8215(直通)	<a href="http://www.city.kiryu.lg.jp/koureisha/fukushi/1001781.html">http://www.city.kiryu.lg.jp/koureisha/fukushi/1001781.html</a>	新築・増築は対象外
助成	桐生市重度障害者日常生活用具給付事業	障害者(児)・難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う工事費用	市内に居住する者で、次のいずれかに該当するもの ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者(学齢児以上の身体障害児)であって障害等級3級以上のもの。 ただし、特殊便器の取替えについては、上肢障害2級以上の者及び知的障害者更生相談所(児童相談所)において知的障害者(児は原則として学齢児以上)として判定され障害の程度が重度又は最重度である者(排便後の処理が困難なものに限る。) ②難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	20万円	世帯の課税状況により自己負担額が異なる。 補助金は20万円が上限。	—	工事着手前	予算内	障がい福祉課	0277-44- 8237(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/shogaii/1023372/sonota/1000740.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/shogaii/1023372/sonota/1000740.html</a>	障害者1人に1回限り 介護保険優先
助成	桐生市重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業	住宅設備を障害者(児)に適するよう改造するための工事費用	①～④すべてに該当する者 ①市内に居住する者 ②身体障害者手帳の交付を受けている者 ③次のいずれかに該当する者 ア.下肢の障害者で1級又は2級の者 イ.体幹の障害者で1級又は2級の者 ウ.下肢及び体幹の重複障害者で1級又は2級の者 エ.視覚の障害者で1級の者 オ.上肢の障害者で1級又は2級の者(ただし、両上肢に4級以上の障害がある者に限る) ④市民税所得割額16万円未満の世帯	50万円	補助対象工事費の5/6を補助。 補助金は50万円が上限。	—	工事着手前	予算内	障がい福祉課	0277-44- 8237(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/shogaii/1023372/sonota/1000740.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/fukushi/shogaii/1023372/sonota/1000740.html</a>	新築・増築は対象外 障害者1人に1回限り
助成	きりゆう暮らし応援事業 (桐生市住宅リフォーム助成金)	(1)住宅の機能向上、住環境向上のために行う住宅の外壁・屋根の修繕及び建物内のリフォーム工事(改修、修繕、模様替え等) (2)工事費用が税込20万円以上であること (3)桐生市内の施工業者を利用すること (4)補助金の交付決定後に着工し、来年2月末までに工事完了報告すること ※性能向上を目的とする工事費(20万円以上)は加算補助対象となります。	・桐生市内に住宅を所有し、その住宅に居住していること。 ・その住宅に住む人全員が市税等を滞納していないこと。 ・その住宅に住む人全員が暴力団員等でないこと。 ・過去にこの補助金を受けていないこと。	基本補助: 上限20万円+ 加算補助: 上限10万円(その他欄参照)	—	—	令和8年4月20日～ 令和8年10月30日 (工事着手前)	260件程度 (予算の範囲内・先着順)	建築住宅課	0277-48- 9030(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/iutaku/1018097/1011339/1001136.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/iutaku/1018097/1011339/1001136.html</a>	基本補助:対象工事費の10%(※子育て世帯20%)限度額は20万円 加算補助:対象工事(◎性能向上工事)費の10%(※子育て世帯20%)限度額は10万円 ※子育て世帯…平成20年4月2日以降に生まれた子どもを扶養し、同居している世帯 ◎性能向上工事…省エネ工事、耐震改修工事、バリアフリー工事、防犯工事

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅取得費	助成	きりゆう暮らし応援事業 (移住者住宅取得助成金)	・個人が居住を目的として市内に住宅を建築又は購入した場合、住宅取得費用の一部を補助するもの。 ・現行の耐震基準に適合していることを証明できること。 ・建築基準法及び関連規定に適合していること。	1. 取得した住宅の所有者であること。(共有名義の場合には、選任された代表者1名。) 2. 移住者であること。(本市への転入日前の過去2年の間において、市の住民基本台帳に記録されておらず、転入日から起算して2年以内に取得した住宅に居住を開始し、市の住民基本台帳に記録された人。) 3. 令和7年4月1日以降に住宅を取得(建築または購入)した人。 4. 住宅に住む人全員が市税の未納がないこと。 5. 住宅に住む人全員が桐生市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。 6. この補助金の申請日から5年以上定住することを誓約した人。 7. この補助金又は住宅取得応援事業補助金もしくは住宅取得応援助成(補助金)の交付を受けていないこと。	基本補助: 上限30万円+ 加算補助(その他欄参照) ※住宅取得金額の10%または200万円のいずれか低い額を上限とする。	—	—	令和8年4月17日～ 令和9年3月31日 (居住開始後90日以内)	—	建築住宅課	0277-48-9031(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/iutaku/1018097/1011339/1001137.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/iutaku/1018097/1011339/1001137.html</a>	基本補助: 住宅取得金額の3%、限度額30万円  加算補助: ①若者加算: 1世帯につき80万円 ②子ども加算: 子ども1人につき20万円 ③誘導区域加算: 20万円 ④市内業者加算: 20万円 ⑤空き家・空き地バンク加算: 20万円 ⑥通勤加算: 1世帯につき20万円
合併処理浄化槽設置費	助成	桐生市浄化槽設置整備事業	対象区域内への合併処理浄化槽設置者へ補助金を助成	公共下水道などの処理区域外または事業計画区域外の地域において申請者本人が居住する住宅に、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者	新設 5人槽/83千円、 7人槽/103千円、10人槽/137千円  転換 5人槽/332千円、7人槽/414千円、10人槽/548千円  【転換の場合】宅内配管工事に対し上限30万円を追加補助	—	—	令和8年4月1日から 令和8年12月15日まで随時	25件 (予算の範囲内)	下水道課	0277-32-4349(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1004591.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1004591.html</a>	
公共下水道接続宅内配管費	助成	桐生市公共下水道接続宅内配管費補助事業	合併処理浄化槽や単独処理浄化槽、くみ取り槽から公共下水道への接続に伴う宅内排水設備工事を行う方へ補助金を交付	以下のすべてに該当する者 (1)公共下水道供用開始告示後3年以内に接続する者。ただし、住居新築に伴う排水設備工事は対象外とする。 (2)供用開始の告示以前から居住している者 (3)排水設備等確認申請書を提出される者 (4)下水道受益者負担金(分担金)、水道使用料並びに世帯全員の市税(市民税・固定資産税・軽自動車税)及び国民健康保険税の滞納がない者  ※工事着工前に申請が必要となります。	補助対象工事に要する費用に相当する額とする。補助金は40万円が上限	—	—	令和8年4月1日から 令和8年12月15日まで随時	35件 (予算の範囲内)	下水道課	0277-32-4349(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1024675.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1024675.html</a>	
桐生市浄化槽設置資金貸付	貸付	桐生市浄化槽設置資金貸付	対象区域内への合併処理浄化槽設置者へ工事費を貸付	(1)公共下水道などの処理区域外または事業計画区域外の地域において申請者本人が居住する住宅に、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者 (2)市税を完納している者 (3)貸付した資金の償還について支払能力のある者 (4)連帯保証人が選定できる者	1基あたり50万円以内	無利子	50か月以内	年間随時	予算の範囲内	下水道課	0277-32-4349(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1025952.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1025952.html</a>	貸付申込は、工事の申込と同時に進行。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
桐生市水洗便所改造資金貸付	貸付	桐生市水洗便所改造資金貸付	下水道終末処理場処理区域又は農業集落排水処理区域に住居を有する者が既設の便所を水洗式に改造する場合	(1)下水道終末処理場処理区域又は農業集落排水処理区域で既設の便所を水洗式に改造しようとする者 (2)市税等の滞納がない者 (3)貸付した資金の償還について支払能力のある者 (4)連帯保証人が1人選定できる者	汲(くみ)取便所の改造 限度額60万円以内 し尿浄化槽からの接続替え 限度額40万円以内	無利子	50か月以内	年間随時	予算の範囲内	下水道課	0277-32-4347(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1000937.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/suido/gesui/1000937.html</a>	貸付申込は、工事の申込と同時に進行。 新築住宅、事業所は対象外
蓄電池設備設置費	助成	桐生市環境都市推進補助金(蓄電池設備設置補助)	蓄電池設備	以下の要件をすべて満たす人 (1)桐生市内に住居を有する人 (2)自らが居住する市内の住宅(共用住宅を含む。ただし、居住用部分が2分の1以上を占めるものとする。)に対象設備を設置した人 (3)市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない人 (4)補助金の交付年度内に補助対象項目を新品で購入し、設置した人 (5)過去に市から当該補助金において補助を受けたことがない人 (6)住宅が共有名義または他の者による所有の場合は、同意書を提出できる人 (7)蓄電池の設置に関して国や県の負担及び補助を受けていない人	蓄電池設備: 1キロワットアワーあたり1万円(上限5万円)※桐ベイポイントでの交付	—	—	令和8年5月1日～令和9年3月12日	10件程度(予算の範囲内・先着順)	SDGs推進課	0277-32-4201(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/kankyo/1014480/1018543/1018546.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/kankyo/1014480/1018543/1018546.html</a>	
耐震診断費	助成	桐生市木造住宅耐震診断技術者派遣事業	次のいずれにも該当する一戸建ての住宅(空家、貸家を除く) (1)昭和56年5月31日以前に、原則として建築確認を得て着工されたもの (2)木造在来軸組工法で建築されたもの (3)地上2階以下のもの (4)併用住宅においては、居住の用途部分の面積が1/2以上であるもの (5)昭和56年6月1日以降に増築工事に着工した場合、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1以内のもの	本市の住民で、次のいずれにも該当する方が対象 (1)自己用の住宅で、現在その住宅に居住している方 (2)市税を滞納していない方 (3)桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方 *この事業の実施は、同一の住宅及び所有者について1回限りとなります。	—	—	—	令和8年4月23日～令和8年9月30日	3件予定	建築指導課	0277-48-9032(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018099/1013481/index.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018099/1013481/index.html</a>	建築図面の製作費として9,000円(図面等の資料がない場合のみ)及び技術者の交通費1,000円は申請者の自己負担
耐震改修費	助成	桐生市木造住宅耐震改修事業	次のいずれにも該当する一戸建ての住宅(空家、貸家を除く) (1)昭和56年5月31日以前に、原則として建築確認を得て着工されたもの (2)木造在来軸組工法で建築されたもの (3)地上2階以下のもの (4)併用住宅においては、居住の用途部分の面積が1/2以上であるもの (5)昭和56年6月1日以降に増築工事に着工した場合は、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1以内のもの (6)耐震診断技術者による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの	本市の住民で、次のいずれにも該当する方が対象 (1)自己用の住宅で、現在その住宅に居住している方 (2)市税を滞納していない方 (3)これまでに、この補助による交付を受けていない方 ただし、「耐震補強工事(従前改修)」は、この限りではありません。 (4)桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方	工事費用等の1/2の額及び次のいずれかの額。 ・木造住宅耐震改修:100万円 ・簡易耐震改修:50万円 ・耐震改修(従前改修):100万円から既に交付済補助額の差額 ・耐震シェルター:60万円	—	—	令和8年4月23日～令和8年9月30日(工事着手前)	予算の範囲内	建築指導課	0277-48-9032(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018099/1013481/index.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018099/1013481/index.html</a>	